

新潟県内部統制基本方針

地方自治法（以下「法」という。）第 150 条第 1 項の規定に基づき、効率的かつ効果的な業務執行や事務処理の適正性・透明性を確保するとともに、県民生活の安全と安心を確保していくため、内部統制体制を構築し、次の取組を推進します。

1 内部統制の目的と取組の視点

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

組織の目標や業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行するため、リスクの分析と評価、リスクの回避や低減のための対応に取り組めます。

(2) 情報の適切な管理・伝達

不適切な情報伝達や報道対応により県民生活の安全・安心や県行政の信頼を損なうことがないように、情報の迅速かつ厳正な管理・伝達に取り組めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範の遵守を徹底するため、職員への研修や定期的な点検を行うとともに、公益通報制度の職員への周知及び適切な運用に取り組めます。

(4) 資産の保全

県が保有する財産（有形資産のほか、知的財産等の無形資産も含む。）について、適正な手続きに基づく取得、使用及び処分により、その保全に取り組めます。

2 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、財務に関する事務（法第 150 条第 1 項第 1 号）及び業務マネジメント、文書管理、情報管理に関する事務（法第 150 条第 1 項第 2 号）とします。

3 内部統制の推進体制

内部統制を推進し、有効に機能するよう、次のとおり全庁的な体制を整備し、取り組めます。

(1) 全庁的な推進・評価体制の構築

① 知事を議長とし、副知事及び部局長を構成員とする「内部統制推進・評価会議」を設置し、知事と副知事及び部局長の意識の共有を図るとともに、内部統制の運用状況等について審議します。

② 副知事を実務責任者とする「内部統制推進・評価プロジェクトチーム」を設置し、全庁的な推進・評価体制の整備及び運用を行います。

(2) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、監査委員の審査に付した報告書を議会に提出します。また、ホームページ等により県民に公表します。

(3) 監査委員との連携

監査委員と、内部統制に関する情報共有や意見交換等を行い、連携を図りながら、効果的かつ円滑な制度の運用に努めます。

(4) 公営企業及び他の執行機関の事務に関する内部統制の推進

企業局や病院局、行政委員会などにおける内部統制について、必要な情報の提供及び共有により、連携して制度の導入及び推進を図ります。

4 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、適宜、制度の見直しを行います。

令和 2 年 3 月 23 日
新潟県知事 花角 英世